

改正

平成7年3月28日規則第14号
平成11年3月20日規則第31号
平成12年3月31日規則第9号
平成17年3月22日規則第12号
平成19年3月30日規則第23号
平成22年3月31日規則第15号
平成28年3月29日規則第3号
令和元年9月26日規則第7号
令和4年3月16日規則第5号
令和6年3月26日規則第5号

鹿角市消防団規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織及び所掌事務等（第2条—第9条）
- 第3章 処務（第10条—第17条）
- 第3章の2 訓練礼式の基準等（第17条の2・第17条の3）
- 第4章 任命等（第18条—第22条）
- 第5章 服務（第23条—第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、鹿角市消防団（以下「消防団」という。）の組織、訓練礼式及び服制について定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織及び所掌事務等

（消防団の組織）

第2条 消防団に本部及び分団を置く。

2 本部及び分団の名称、階級別定員及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。ただし、階級別定員のうち各分団の定員については、第1分団から第4分団まで、第5分団から第6分団まで、第7分団から第11分団まで及び第12分団から第17分団までと別表第1のとおり区分し、区分ごとに定員を超えない範囲で増減できるものとする。

3 女性の消防団員は、定員を超えない範囲で別に本部付とすることができる。

（消防団員の種類）

第2条の2 消防団に置く消防団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外のすべての消防団員をいう。

3 機能別消防団員は、特定の消防事務を処理させるため、任命する消防団員をいう。

4 機能別消防団員は、定員を超えない範囲で別に本部付とすることができる。

5 機能別消防団員には、鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例（昭和47年鹿角市条例第67号。以下「条例」という。）第10条に規定する報酬を支給しない。

（本部）

第3条 本部は、鹿角広域行政組合消防本部に置き、命令の伝達その他消防団の庶務を所掌する。

（分団）

第4条 分団は、水火災等の予防及び警戒並びに消火活動その他災害防衛業務を所掌する。

（消防団員の階級）

第5条 消防団員の階級は、団長、副団長（以下「団長等」という。）、分団長、副分団長、部長、班長（以下「分団長等」という。）及び団員とする。

（団長）

第6条 団長は、消防団を代表し、消防団員を統率して団務を掌理する。

(副団長)

第7条 消防団に副団長を置く。

2 副団長は、団長を補佐し、団長の命を受け消防団員を指揮監督する。

(分団の組織等)

第8条 分団に分団長、副分団長、部長及び班長を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌握し、所属消防団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団の事務を処理する。

4 部長及び班長は、上司の命を受け、所掌事務を掌握し、所属消防団員を指揮監督する。

(代理)

第9条 団長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ団長の定める副団長が団長の職務を行う。

2 団長及び副団長が共に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ団長の定める順序に従い分団長が団長の職務を行う。

3 分団長に事故あるとき又は欠けたときは、副分団長が分団長の職務を行う。

4 分団長、副分団長が共に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ分団長の定める上席の消防団員が分団長の職務を行う。

第3章 処務

(公印)

第10条 消防団の公印は、別表第2のとおりとする。

(設備資材)

第11条 消防団の設備資材は、別表第3のとおりとする。

2 設備資材は、団長が保管する。

3 設備資材を破損又は紛失したときは、団長は事由を付して市長に届け出なければならない。

4 故意又は重大な過失により設備資材を破損又は紛失した者に対し、市長はこれを弁償させることができる。

(簿冊)

第12条 消防団は、次の簿冊を備え、異動の都度これを整理しなければならない。

(1) 消防団員名簿

(2) 設備資材台帳

(3) 給貸与品台帳

(4) 任免に関する綴

(5) 諸令達綴

(6) 日誌

(7) 区域内全図

(8) 手当、報酬受払簿

(9) 消防団に必要な法則、例規綴

(会議)

第13条 団長は、事務の向上及び融和団結を図るため、必要に応じ次の区分により会議を開くものとする。

(1) 分団長会議 団長等及び分団長

団長等及び分団長、副分団長

(2) 部長会議 団長等及び部長

(記録)

第14条 前条の会議は、それぞれ記録を取り、各号別の簿冊により保存しなければならない。

(退職報償金)

第15条 消防団員が5年以上勤続して退職したときは、秋田県市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(平成14年秋田県市町村総合事務組合条例第33号)により退職報償金を支給する。

(表彰)

第16条 市長又は団長は、次の各号の一に該当するときは、これを表彰することができる。

(1) 功労者表彰

ア 火災等の災害防御活動において功績特に顕著な者

- イ 消防訓練大会等において特に優秀な成績をおさめた者
 - ウ 消防施設等の改善強化を図り、その功績顕著な者
 - エ 多年継続して水火災の予防運動に努め、その成績優秀と認められる者
- (2) 勤続者表彰 永年勤続者として知事より、20年、25年、30年、35年及び40年以上の永年勤続者表彰を受けた者
 - (3) 精績者表彰 職務の遂行に当たり他の模範となる者
 - (4) 精勤者表彰 職務の遂行に精勤著しい者
 - (5) 永年勤続退団者表彰 20年以上勤続して退団した者
- (表彰の時期)

第17条 前条の表彰は、次により行う。

- (1) 定例表彰 消防出初め式
- (2) 随時表彰 表彰の事由が発生した都度

第3章の2 訓練礼式の基準等

(訓練礼式の基準)

第17条の2 消防団員の訓練礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）及び消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）による。

(服制)

第17条の3 消防団の服制については、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）による。

第4章 任命等

(任命)

第18条 消防団員（団長を除く。）の任命は、内申書に履歴書を添え、分団長より副団長を経て、団長に申請しなければならない。

2 団長は、前項の申請があつたときは市長の承認を得て任命するものとする。

(分限の手続等)

第18条の2 消防団長が行う条例第5条第1項に規定する分限処分としての降任又は免職の処分は、その旨を記載した書面を団員に交付して行わなければならない。

2 降任者は、降任後1年間は、昇任できない。

(懲戒の手続等)

第18条の3 消防団長が行う条例第6条第1項に規定する懲戒処分としての戒告、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を団員に交付して行わなければならない。

2 停職者は、その職を保有するが、服務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる報酬も支給しない。

(分限懲戒処分審査会の手続)

第18条の4 条例第5条及び第6条に規定する処分は、別に定める消防団員分限懲戒審査会の答申を受けて行うものとする。

(休団等)

第18条の5 消防団員（消防団長を除く。）は、長期間消防団活動を行うことができない場合は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 前項の規定により消防団員が休団しようとするとき又は休団中の団員が復帰しようとするときは、あらかじめ休団申請書（様式第1号）又は復団申請書（様式第2号）を消防団長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 休団中の消防団員が復帰したときの当該団員の階級は、休団した日にその者が有していた階級とする。

4 休団中の消防団員は、消防団員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

5 休団中の消防団員は、その休団の期間中、報酬を支給しない。この場合において、年度の中途において休団し、又は復帰した消防団員に対する報酬は、月割計算によつて支給する。

6 休団期間は、秋田県市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成14年秋田県市町村総合事務組合条例第33号）に定める勤務年数に算入しない。

(団長の推薦)

第19条 団長が欠けたときは、後任団長の推薦会を開き、欠員の日から10日以内に市長に推薦しなければならない。

2 前項の推薦会は、副団長及び分団長（分団長に事故あるとき又は欠員のときは、副分団長若しくは分団を代表する上席の消防団員）をもつて構成し、会議はその3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 第1項の推薦は、前項の推薦会において出席者の半数以上の賛成を得て行うものとする。
- 4 任期満了による後任団長の推薦は、その任期の終わる日以前にしなければならない。
- 5 前項の規定による推薦がなかつた場合は、再任されたものとみなす。ただし、任期満了の日から7日以内に推薦会を構成すべき者の3分の2以上から異議の申立てがあつたときは、第1項の規定によるものとする。

(特進)

第20条 団長は、消防団員が殉職等特別の事由によりその功績が特に顕著である者が退職するときは、市長の承認を得て1階級又は2階級を特進させることができる。

(退職)

第21条 消防団員(団長を除く。)が退職しようとするときは、あらかじめ文書をもつて分団長を通じ、副団長を経て団長に願い出なければならない。

(団員の定年)

第22条 消防団員(団長を除く。)の定年は次のとおりとする。

- (1) 副団長は67歳とする。
 - (2) 分団長、副分団長、部長、班長及び団員は65歳とする。
- 2 前項の年齢適用は生年月日によらず、満年齢に達した年度により行うものとする。

第5章 服務

(服務心得)

第23条 消防団員は、法令等の定めるところに従い誠実に職務を遂行し、かつ、上司の命に従わなければならない。

(遵守事項)

第24条 消防団員は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 常に水火災等の予防及び警火心の喚起に努め、有事の際は職務の完遂を期する心構えを持つこと。
- (2) 規律を厳守し、融和団結して上下一体となり事に当たること。
- (3) 平素いつでも召集に応じ得る準備を整え、事に当たり不都合のないようにしなければならない。
- (4) 消防作業中に功を争い、又は許可なく持ち場を離れるようなことがあつてはならない。
- (5) 法令に明文のある場合を除き、上司の命令がないときは、職務のためでもみだりに建築物その他の物件を破損してはならない。
- (6) 機械器具及び設備資材は、職務をもつてする場合のほか、みだりにこれを使用してはならない。
- (7) 上下同僚の間は、礼節を重んじ信義を厚くし、常に言行を慎むこと。
- (8) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (9) 消防団又は消防団員の名義をもつて政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与しないこと。
- (10) 職務に関し、私に金品の寄贈又は供応、接待を受け、又はこれを請求する等のことがあつてはならない。
- (11) 消防団又は消防団員の名義をもつて、みだりに寄附を募集し、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。

(届出)

第25条 消防団員は、次の各号の一に該当するときは、団長に届け出なければならない。

- (1) 身上に異動が生じたとき。
 - (2) 居所を変更したとき。
 - (3) 機械器具を破損又は紛失したとき。
- 2 消防団員は、10日以上居住地を離れる場合、団長は市長に、その他の消防団員にあつては団長又は分団長に届け出なければならない。

(水火災等防御)

第26条 消防団の出場区分、出場体制、現場指揮、現場活動及びその他水火災等防御については、鹿角市水火災防御計画による。

(公傷)

第27条 団長は、消防団員が職務執行中負傷又は疾病になつたときは、応急処置を講じ、速やかに医療機関において必要な処置を受けさせるとともに所定の手続を行わなければならない。

(召集)

第28条 団長は、水火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき及びその他必要があると認めるときは、消防団員を

召集し勤務に服させることができる。

(伝達)

第29条 召集の伝達は、次のとおりとする。

- (1) 緊急伝達 消防信号又は電話及び伝令により伝達する。
- (2) 事前伝達 日時及び場所を事前に伝達する。

(参集の義務)

第30条 消防団員は、次の各号の一に該当するときは、速やかに参集しなければならない。

- (1) 召集命令を受けたとき。
- (2) 火災警報が発令されたとき。
- (3) 管轄区域内に水火災等の災害が発生したとき。

(報告)

第31条 前条の出場又は参集があつたときは、本部にあつては副団長、分団にあつては分団長等は、消防団員の参集状況を速やかに団長に報告しなければならない。

- 2 前条の出場又は参集した本部又は分団が命令により解散する場合は、分団長等は人員及び機械器具を点検し、異状の有無を団長に報告しなければならない。

(委任)

第32条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和54年9月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則施行の際、現に実施されている消防団員に関する事項については、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

(本部付団長等)

- 3 本部に当分の間本部付団長、本部付副団長、本部付分団長及び本部付副分団長（以下「本部付団長等」という。）を置くことができる。
- 4 本部付団長等の任務は第6条から第9条に規定する指揮系統規定は適用しないものとする。
- 5 本部付団長等は、団長の要請に応じて会議に出席し意見を述べることができる。
- 6 第3項に規定する本部付団長等の任期は、昭和58年8月31日までとする。ただし、本部付副団長、分団長、副分団長は退職年令に到達したときは在任期間4年を経過しなくても退職するものとする。

附 則（平成7年3月28日規則第14号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月20日規則第31号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日規則第12号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の鹿角市消防団規則第1条の規定は、平成18年6月18日から適用する。

附 則（平成22年3月31日規則第15号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月16日規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（鹿角市消防団員服制規則の廃止）

2 鹿角市消防団員服制規則（昭和51年鹿角市規則第36号）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

名称、階級別定員及び管轄区域

名称	階級別定員								管轄区域
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
鹿角市消防団本部	1	4				2	13	20	鹿角市一円
鹿角市消防団 第1分団			1	1	2	4	39	47	市街地一円、東山、柏木森
〃 第2分団			1	1	2	5	28	37	鏡田、用野目、狐平、下川原、高屋、花軒田
〃 第3分団			1	1	2	7	44	55	小深田、乳牛、東町、西町、大曲、高市、鶴田、上台、長野
〃 第4分団			1	1	2	6	43	53	小平、新斗米、級ノ木、館、寺坂、小枝指、雁府
第1分団から第4分団までの計			4	4	8	22	154	192	
鹿角市消防団 第5分団			1	1	1	5	22	30	尾去、西道口、下モ平、蟹沢、新山、城山、上山、水晶山、下夕町
〃 第6分団			1	1	2	6	25	35	山方、中央通り、松子沢、瓜畑、軽井沢、市街地、山神社、新堀市営、上、中、新田
第5分団から第6分団までの計			2	2	3	11	47	65	
鹿角市消防団 第7分団			1	1	2	9	49	62	谷内、永田、熊沢、水沢、深、坂比平、八幡平温泉郷
〃 第8分団			1	1	2	6	40	50	夏井、小割沢、林崎、檜内、長牛、桃枝
〃 第9分団			1	1	2	8	45	57	小豆沢、碓、湯瀬
〃 第10分団			1	1	2	6	49	59	大里、葛岡、玉内、松館、石鳥谷、黒沢
〃 第11分団			1	1	2	8	50	62	三ヶ田、長内、荒町、野尻、白欠、大久保、長嶺、川部、和田
第7分団から第11分団までの計			5	5	10	37	233	290	

鹿角市消防団 第12分団			1	1	3	6	25	36	館、古町、下小路（上中下）、城ノ下、南、五軒町、横丁、萱町、陣場、上町、中町、下町、川原、高田、土ヶ久保、中野、蟹沢住宅、蟹沢、甚兵ヱ川原、山田、瀬田石、柏野
〃 第13分団			1	1	1	4	9	16	高清水、長者久保、上芦名沢、下芦名沢
〃 第14分団			1	1	3	7	30	42	室田、冠田、曲谷地、沢尻、錦丁、古川、浜田、浜田住宅、根市戸、五軒屋、申ヶ野、神田
〃 第15分団			1	1	3	5	28	38	石野、松山、大欠、土深井
〃 第16分団			1	1	3	10	55	70	大清水、田代、戸倉、熊取平、太平、中滝、白沢、川上、篝畑、堀内、四ノ岱、四ノ岱住宅、荒瀬、中岱、上ノ湯、新道、湯ノ岱、中田、上町、中町、丁内、下ノ湯、松原、川原の湯、中川原、腰廻、関上、大川原
〃 第17分団			1	1	3	7	39	51	風張、宮野平、一本木、根市、二本柳、保田、中草木、下草木、新田、丸館
第12分団から第17分団までの計			6	6	16	39	186	253	
合計	1	4	17	17	37	111	633	820	

別表第2（第10条関係）

公印の種類	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）	印材	個数	使用区分	保管責任者
団長の印		款書	方 20	木印	1	団長名をもつて発する文書及び辞令等	鹿角広域行政組合消防本部総務課長
団の印		款書	方 25	木印	1	団名をもつて発する文書	鹿角広域行政組合消防本部総務課長

別表第3（第11条関係）

設備資材品目表

- 1 消防団旗
- 2 分団旗
- 3 番屋及び器具置場
- 4 消防ポンプ自動車、積載車及び小型動力ポンプ並びにこれに付帯する消防資材
- 5 携帯無線
- 6 通信及び信号の設備
- 7 サイレンその他警報用具
- 8 救助用具（綱具、救急薬品類、担架）
- 9 消防用破壊用具（鳶口、刺又、斧、掛矢、鋸、綱具、スコップ、つるはし及び金てこの類）
- 10 梯子
- 11 天幕
- 12 消火器
- 13 ちようちん等の標識具
- 14 工作用具
- 15 その他消防活動に必要な設備資材

様式第1号（第18条の5関係）

休団申請書

年 月 日

鹿角市消防団長 様

所属.....

階級.....

氏名.....

(連絡先.....)

鹿角市消防団規則第 18 条の 5 の規定により、次のとおり休団を申請いたします。

申請期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休団事由	
分団長意見	
その他連絡事項	
決定内容	<p>本承認を 承認 ・ 不承認 とする。</p> <p>年 月 日</p> <p>鹿角市消防団長</p>
※不承認の場合 の理由	

※太枠内は、記入しないこと。

復団申請書

年 月 日

鹿角市消防団長 様

所属.....

階級.....

氏名.....

(連絡先.....)

鹿角市消防団規則第 18 条の 5 の規定により、次のとおり復団を申請いたします。

復団希望日	年 月 日
復団事由	
分団長意見	
その他連絡事項	
決定内容	<p>本承認を 承認 ・ 不承認 とする。</p> <p>年 月 日</p> <p>鹿角市消防団長</p>
※不承認の場合 の理由	

※太枠内は、記入しないこと。